

徳島県農林水産業・地域の活力創造協議会について

- I 日 時 平成25年8月21日(水) 午前10時30分から正午まで
- II 会 場 県庁10階 大会議室
- III 会議次第 (1) 国における施策の検討状況等について
(2) 本県農林水産施策の概要について
(3) TPPの動向等について
(4) 意見交換

出席者氏名・役職等	
飯泉 嘉門	徳島県知事
荒井 義之	徳島県農業協同組合中央会 会長 とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク 会長
原田 弘也	徳島県土地改良事業団体連合会 会長
和泉 隆啓	徳島県森林組合連合会 理事
松下 有宏	徳島県漁業協同組合連合会 会長
齋藤 郁雄	特定非営利活動法人徳島県消費者協会 会長
四宮 肇	徳島県農業会議 会長
市岡 通裕	徳島県食品工業協会 会長
多田 利光	公益社団法人徳島県畜産協会 専務理事
宮城 徹	公益社団法人徳島県林業公社 専務理事
松尾 修二	日本貿易振興機構 徳島貿易情報センター 所長
坂部 隆久	徳島県農業法人協会 会長
大柿 兼司	一般社団法人そらの郷 理事長
吉本 耕一	全国農業協同組合連合会徳島県本部 本部長
佐々木 隆雄	徳島県木材協同組合連合会 理事長
新井 義典	公益財団法人徳島経済研究所 理事

IV 意見概要

○T P Pの行方に強い関心を持っており，農業の生産団体の立場から，食の安全・安心を守る視点から，重要品目の関税撤廃は断固反対であり，国民皆保険制度も守っていただきたい。

国に対しては，衆院の農林水産委員会の決議を守っていただくとともに，国民に対して十分な情報の開示をお願いいたします。

5月に団体役員をはじめ740人に対して，T P Pに関する緊急意向調査を実施したところ，大半の方が「地域社会に悪影響を及ぼす」と回答しております。そして，情報開示や国民的議論がないまま進められていることに対して，現場では不満が充満しているということでございました。

また，若い担い手の方からは，生産力・販売力強化施策として，農地集積や首都圏への販売など攻めの戦略について要望があったので，お願いいたします。

○今は大きな改革の時期にさしかかっていると感じます。

今後，農業で食べていくためには，狭い国土でなんとかしないとけません。そういう意味では，説明を受けた農地中間管理機構（仮称）については，前向きなお手伝いができると思っております。徳島県の農業の発展にお手伝いできるよう，農林水産省の経営所得安定対策や日本型直接支払制度に期待を寄せつつ，頑張っていきたいと思えます。

○林業の川上の立場から，林業は，植林して，下草を刈って，除伐，間伐，皆伐，そしてまた植林するというサイクルで回っています。

しかし，木材単価が大変安く，植林をする方がなかなか少なくなっています。徳島県には成熟した50年生林の山が多くあるので，国有林や県有林が率先して，モデル的に，皆伐，植林というサイクルに乗せていく施策に取り組むことが，雇用や二酸化炭素削減の面からも必要であると思えます。

○関税に関しては，魚やその加工品は関税率が既に低いという自由貿易の中で頑張っております。一方，T P P交渉の中では，漁業共済，漁船保険などの共済制度について，アメリカが反対しているという噂もあり，その中で，国における港の整備に対してもあまり補助しなくてよいということもお聞きしているところです。このことには，漁民からの質問や要望が多くあり，農林水産省からも「頑張って維持していく」というお答えを頂いているところですが，是非に維持をお願いいたします。

六次産業化についてですが，現在，漁協と民間の市場で申請を出しているので，手

続等スムーズにいくようお願いしたいと思います。

○消費者の立場では、食の安全・安心が一番重要な項目です。

農林水産業が残っていただかないと、私たちの食の安全も守られません。

説明いただいた国や県の施策は、生産者支援が主でしたが、消費者の視点を入れた施策が必要だと思しますので、徹底をお願いしたいと思います。

そのためには、販売・営業の立場からサポートする方がいれば、消費者が求める農林水産業となるのではないかと思います。

また、六次産業化の振興について説明がありましたが、生産者だけで出て行くのは難しいと思うので、食品加工業界など、関連の方々と連携を進めればよいのではないかと思います。

○遊休農地が増えている状況です。先日の全国会議において、農林水産大臣より、農地中間管理機構（仮称）を是非やりたいという挨拶がございましたが、我々としても、機構を推奨することは、農地集積のサポートと耕作放棄地対策に貢献すると思うので、県からも強く提言をお願いしたいと思います。

県内でも、稲作や園芸の大規模化、経営合理化が進んでおりますが、足腰の強い経営体の育成という観点から、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

そして、機構の制度設計について、組織が形骸化しないよう、人員と運営経費を確保して、組織体制の強化を図ってもらいたいのと、地域の合意を元に利用権を設定できる権限を与えて頂きたいので、県からも強く提言をお願いします。

○どんな食料・食料自給率を残すのか、どんな環境を残すのか、どんな経済を残すのか、分水嶺に来ていると思えます。

徳島県食品工業協会には中小・零細企業が多いんですが、ミッションとして、なるべく徳島県産を使い、6次産業化をしようと、そして単体でなくオール徳島「阿波とくしまブランド」として売り出していこうとしております。

消費者も、なるべく、安ければいいのではなく、安全安心なものを買おうという運動をしていただきければと思います。

資料4の「需要フロンティア」とありますが、輸出については、上海や香港にはたくさん行っているんですが、ベトナムなどには大手は別として、全然ブランドがないんです。「阿波とくしまブランド」として、オール徳島で一次産品とともにブランドを確立していけば、観光交流にもつながると思うので、組合員とともにやっていただければと思います。

また、個人的には、六次産業ボランティアプランナーの任命をされています。加工

技術や販売のノウハウを担い手に教えて、起業家として応援しておりますので、今後
も取り組んでいきたいと思ひます。

○畜産の生産現場から、経営安定対策を是非お願いしたいと思ひます。

畜産では、配合飼料が経営を大きく左右しております。配合飼料原料は88%以上
が輸入であり、円安により高騰しております。一方で、畜産物価格は十分には回復さ
れていません。生産コストだけが上昇している状況です。経営安定対策には国の制度
があり、県からも一部、積立金等の助成を受けておりますが、今後ともお願いしたい
と思ひます。

また、ブランドづくりには、阿波尾鶏が日本一位となった実績があるように、官民
一体となった推進が必要であると思ひるので、お願いいたします。

○県下民有林1万haを経営しております。県の次世代林業プロジェクトの生産量目標
値を確保するには、現場の担い手が安心して働けるような、計画的で安定的な事業量
の確保が必要です。規模拡大して、木材価格に左右されないような事業計画を立てら
れる団体を育成していただきたいと思ひます。

今後、間伐だけではなく、皆伐もやっていかなければいけません。一番問題なの
はシカ被害です。シカ対策の資材費も高すぎるので、シカの保護管理計画を徹底して、
捕獲から処理に繋げていけるシステム的な取組を強力に進めて頂かないと、植林して
も育たない状況です。よろしくお願ひいたします。

○輸出をお手伝いする場において感じるのが、輸出先のニーズに合わせたアピール(栄
養価・大きさ)など、他産地と比べて「徳島県産がどのように良いのか」という点を
分かりやすく伝えることが重要であると思ひますので、考えていただけたらと思ひま
す。

また、四国や関西広域連合など、他地域との連携も考えるべきところであると思ひ
ます。扱う量が多くなるのでバイヤーへのアピールとなり、その中で徳島の良さが伝
わることも十分あると思ひます。

そして、もう一つは、輸出に取り組む方のすそ野を広げることで、県産の取扱も増
えるので、アピールする重要なポイントだと思ひます。

○さつまいもを作っておりますが、「ハイブリッド農法」として、黒マルチではなく、
シルバーマルチによる生産を推進しております。メリットとして、光を反射すること
で糖度が上がる、また光合成をたくさんすることでCO2削減に繋げていけると考えて
います。データは出ておりませんが、県においても検証し、取り組んでいただき、CO

2削減に貢献できるような農業を推進し、エコで減農薬で安全安心に繋げていけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○体験型の教育旅行の受入をしており、中山間の農、林を利用して子供達に体験をしてもらっています。

平成20年頃に、国で「子ども農山漁村交流プロジェクト事業」が実施され、受け入れ準備をしておりましたが、事業仕分けにより当時の事業計画案が変わってしまい、事業が展開していない状況です。

受け入れ側の市町村としては、大変有効な事業でありましたので、元の事業計画の通りの復活をお願いしたいと思います。

また、中山間は過疎、高齢化が進んでおります。農も林も、荒廃地が多くなっております。何か手助けがないか考えているところですので、この分野についてもよろしくをお願いします。

○国の施策について、説明をいただきましたが、今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増させるということですが、農家の所得倍増ではないという点が残念であります。

この資料では法人や大規模農家への施策が中心ですが、地域社会の維持という点から見ると、家族農業などの小規模農家の視点に立った施策を考えていただきたいと思います。

また、コメの現在の価格は再生産できる価格ではありません。平成24年産の在庫に加え、平成25年度産も余っていくと思われませんが、過剰生産により在庫が増え、単価がどんどん下がることが懸念されております。現在、国の政策として、過剰対策は制度上ありませんが、主食である米には国の関与が必要だと思っておりますので、ご検討いただきたいと思っております。

○林業の川下の立場から、丸太は既に関税が無くなっておりますが、その間に輸入材が増え、一時は国産材自給率が20%弱まで落ち込んだこともあるので、その後の対策で30%程度まで取り戻しましたが、簡単に関税を撤廃するのは非常に影響が大きいと身を持って感じました。

今回、TPPで問題があるのは、集成材や合板材が対象であり、原木のB材・C材を使うところですので、TPPに入るとそれが外材に食われるのではないかと心配があり、大きな影響があるのではないかと考えています。

また、徳島県の製材業は、県産材だけでは供給能力が少し足りない状況です。また、徳島県の製材はA材が主ですが、間伐材だけでは供給ができないので、皆伐の方向を

考えてもらいたいと思います。

○生産，流通，販売のそれぞれ部分，部分で考えるのではなく，生産から流通，消費者までの一貫したシステムとして，供給サイドからではなく，需要サイドから引っ張っていく観点で整理をしていくことが必要だと思います。輸出を含め，ターゲットとする市場に対応した生産から流通，販売まで必要な体制を構築していくことが求められます。その時に，徳島県で売りとなっているICTを使って，もっとシステム化をして，川上から川下まで上手くできないかと思いますので，検討いただきたいと思いま

「農林水産業・地域の活力創造本部」等における 検討状況について

平成25年8月

農林水産省

「攻めの農林水産業推進本部」の組織・開催状況について

本部長	林	農林水産大臣
副本部長	江藤	農林水産副本部長
本部長補佐	加治屋	農林水産副本部長
	長島	農林水産大臣政務官
	稲津	農林水産大臣政務官
本部事務局長	農林水産事務次官	
本部長補佐	農林水産審議官	
	官房長	
	総括審議官	
	総括審議官（国際）	
	技術総括審議官	
	全局庁等の長	

1. 第1回（平成25年1月29日）

議題：①攻めの農林水産業推進本部の設置について

②当面の進め方について 等

内容：現場の声を聞き「現場の宝」を磨くよう林大臣より指示

2. 第2回（平成25年3月26日）

議題：「現場の宝」の報告について

内容：①「現場の宝」事例について各局庁より報告

②現場の宝を踏まえた9課題について、施策の展開方向をまとめるよう林大臣より指示

3. 第3回（平成25年4月19日）

議題：「現場の宝」を踏まえた施策の具体化に当たっての考え方について

内容：9課題に関する施策の展開方向について担当局より報告

4. 第4回（平成25年7月2日）

議題：「攻めの農林水産業」の具体化に向けた検討状況について

内容：①9課題に関する施策の具体化の検討状況について担当局より報告

②官邸本部の設置等を踏まえてあらためて整理した「主要検討事項」について、施策の具体化や検討を深化するよう林大臣より指示

5. 第5回（平成25年8月8日）

議題：①国別・品目別輸出戦略について

②他省庁との連携施策について

内容：①国別・品目別輸出戦略の状況について担当局より報告

②他省庁との連携施策の検討状況について担当局より報告

③官邸本部における総理指示を踏まえた検討の加速化等に

ついて林大臣より指示

「農林水産業・地域の活力創造本部」の組織・開催状況について

本部長	安倍 内閣総理大臣
副本部長	菅 内閣官房長官 林 農林水産大臣
本部長	麻生 財務大臣 新藤 総務大臣 下村 文部科学大臣 田村 厚生労働大臣 茂木 経済産業大臣 太田 国土交通大臣 石原 環境大臣 山本 内閣府特命大臣 (沖縄及び北方対策) 森 内閣府特命大臣 (消費者及び食品安全) 甘利 経済再生担当大臣 兼内閣府特命大臣 (経済財政政策) 稲田 内閣府特命大臣 (規制改革)

- 第1回(平成25年5月21日)

議題: ①農林水産業・地域の活力創造本部の設置について
②今後のスケジュールについて等

内容: ①「農林水産業・地域の活力創造本部」を立ち上げ
②「攻めの農林水産業」の具体化の方向(第7回産業競争力会議資料)について林大臣から説明
- 第2回(平成25年6月18日)

議題: ①これまでの議論の整理
②関係者ヒアリング

内容: ①これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況について林大臣から説明
②(株)ローソン 新浪社長からヒアリング
- 第3回(平成25年6月25日)

議題: 関係者ヒアリング

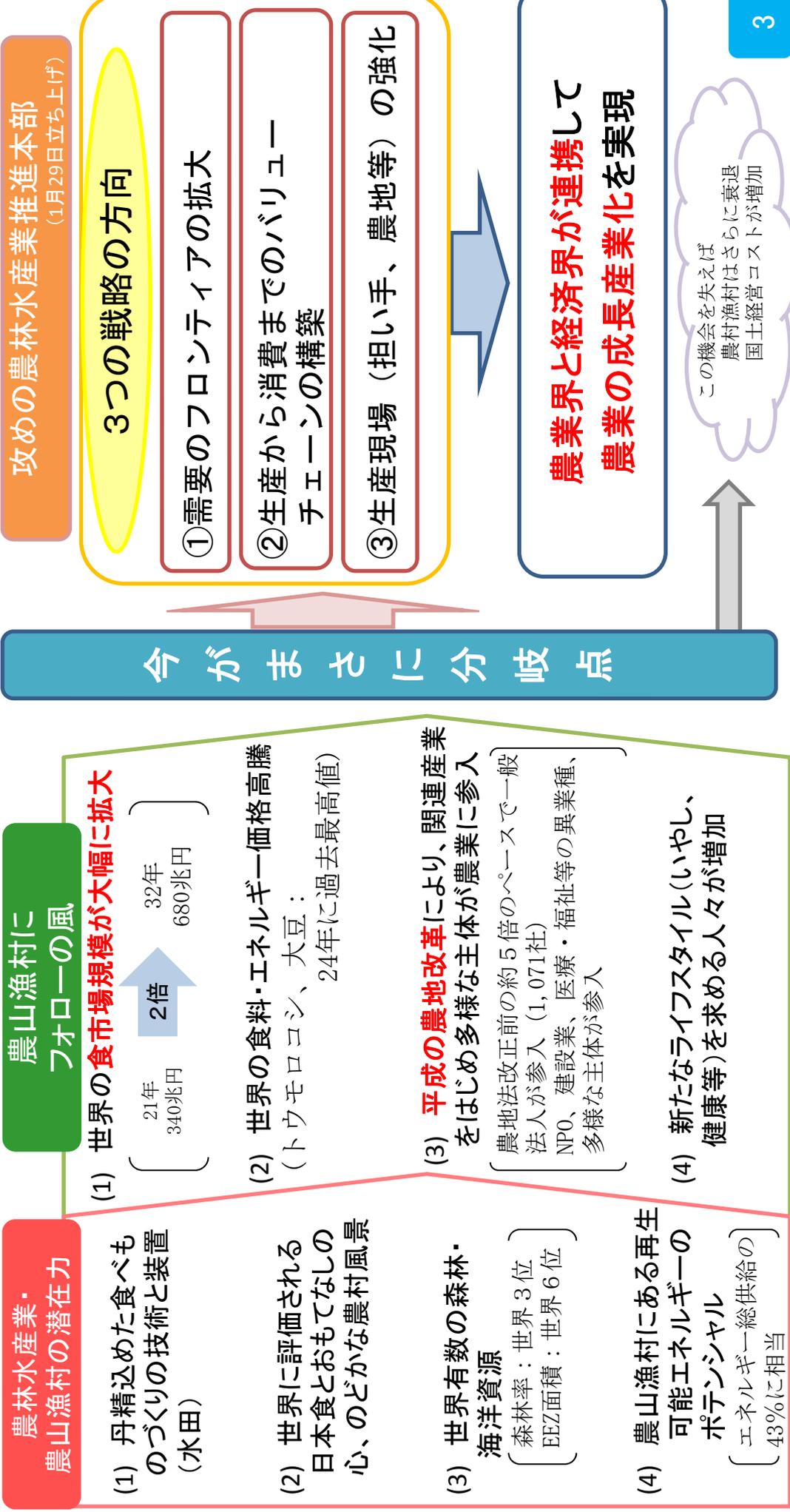
内容: ①水見市農業協同組合 川上組合長からヒアリング
②グリーンーフ(株)及び(株)野菜くらぶ 澤浦代表取締役からヒアリング
- 第4回(平成25年8月8日)

議題: ①総理指示
②検討課題について
③今後の検討スケジュール

内容: ①総理より、今後の検討に当たっての3つの指示
②各府省が連携して取り組むべき検討課題について整理
③「農林水産業・地域の活力創造プラン」取りまとめ(11月末目途)に向けたスケジュール

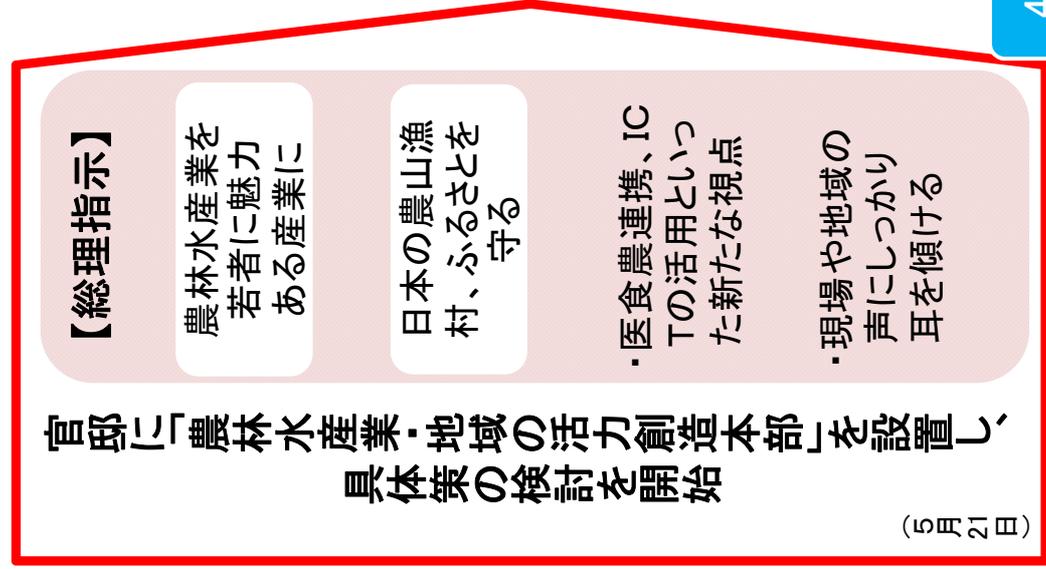
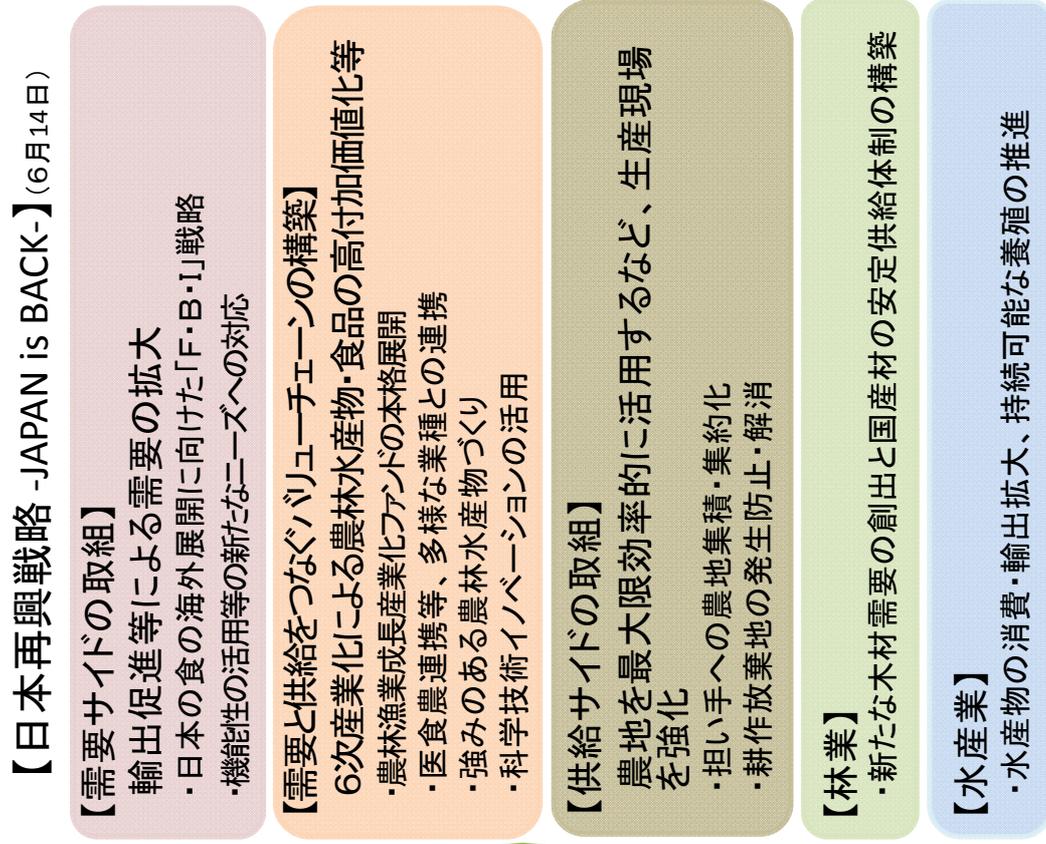
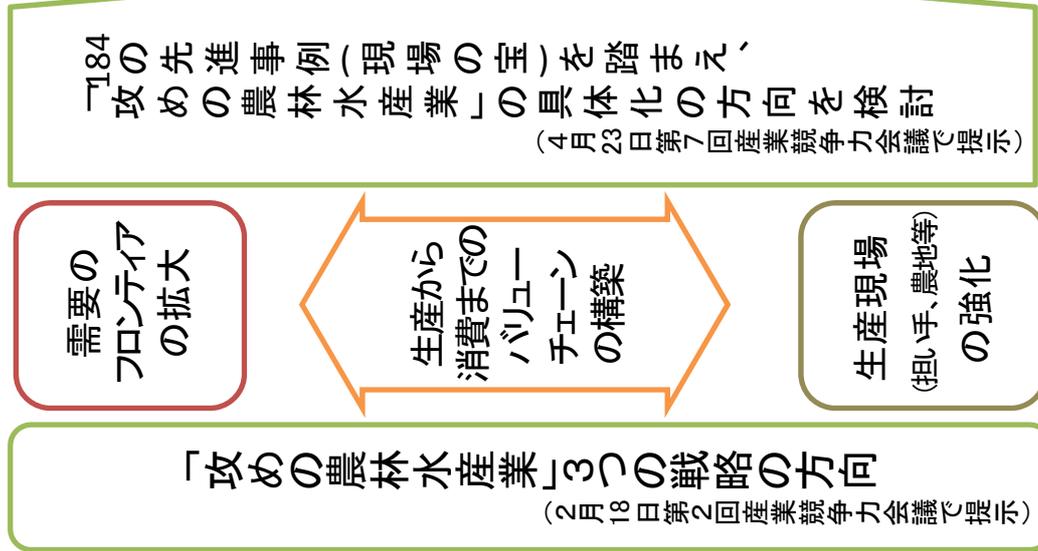
「攻めの農林水産業」の展開

今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機ととらえ、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用。
 「攻めの農林水産業」を展開し、農林水産業を産業として強くしていく取組と、多面的機能の発揮を図る取組の両者を車の両輪として、一体的に進める必要。



これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況

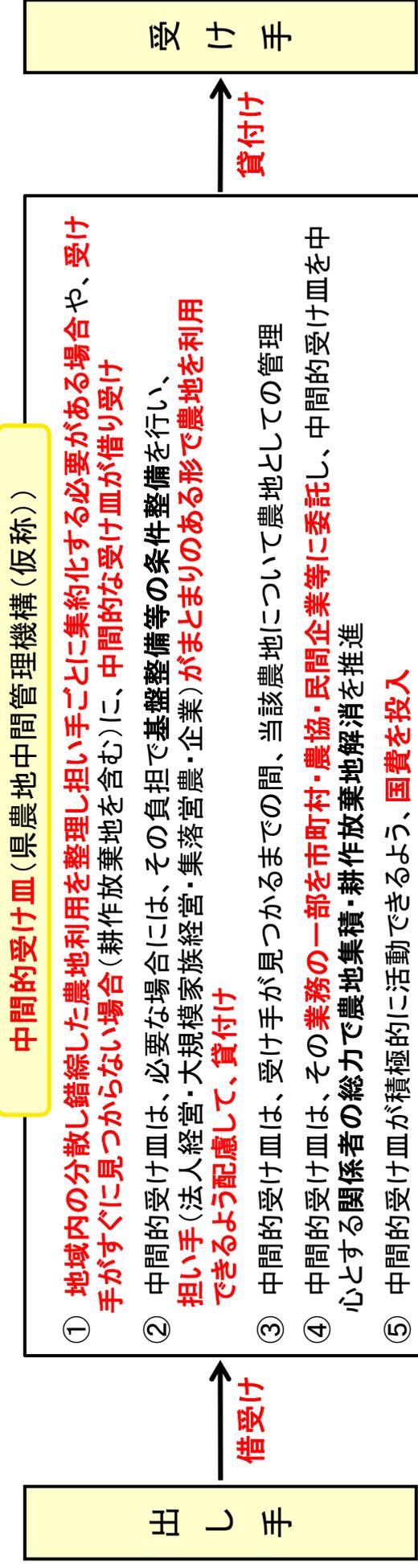
これまで、①需要サイド、②供給サイド、③需要と供給をつなぐ、という3つの観点から、農林水産省内の「攻めの農林水産業推進本部」で把握した先進事例（現場の宝）を全国展開するための施策の具体化を進めてきたところ。



①生産現場の強化

担い手への農地集積・集約化等

①農地の中間的受け皿(県農地中間管理機構(仮称))の整備・活用(法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)



②耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、中間的受け皿に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により中間的受け皿に利用権を設定。
- ③生産性向上に結び付く農地集積をサポートするための農地整備や農業水利施設の整備を推進

目標

今後10年間で、全農地面積の8割が担い手によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国比4割削減し、法人経営体数を5万人とする。

(参考)平成の農地改革(21年農地法改正)の概要

所有と利用を分離し、「農地の有効利用」を軸として制度を再構築

- 農地の所有者等に適正・効率的な利用の責務を法定

農地集積の円滑化・遊休農地解消策の強化

- 出し手を代理して受け手を探し契約する組織(市町村公社等の農地利用集積円滑化団体)を整備
- 遊休農地について、所有者不明の場合は公告手続、指導・勧告等の手続を経て、裁定により強制的に利用権設定

一般企業の農業への参入

リース方式

- 参入の全面自由化

- ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
- ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況

- リース期間も最長50年に延長

所有方式

- 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和

農業者等以外の出資者

- ・ 1出資者当たり → 廃止

1/10以下に制限

- ・ トータルで → 加工業者等については

1/4以下に制限 1/2未満まで緩和

〔実績〕

法改正後、約3年間で1,071法人がリース方式で参入(改正前(特区制度)の約5倍のペース)

※ なお、改正前の参入企業436のうち79は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

〔実績〕

○ 平成24年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人は、303法人で全体の11%

○ その法人における加工業者等の出資比率が45%超は29法人で全体の10%のみ

(参考) 農地流動化のための組織の実績

- 平成21年改正で農地利用集積円滑化団体を整備し、実績も増加してはいるものの、受け手が見つからない場合は機能しないため、限界あり。
- 農地流動化を加速するには、受け皿の整備が不可欠。

農地利用集積円滑化団体(H22～)

役割

- 農地の出し手の代理人として、受け手を探し、契約を結ぶ市町村段階の団体

組織数

- 1,740団体
(市町村:3割、市町村公社:1割、農協:5割)

実績

H22 : 18,102ha
H23 : 32,049ha

農地保有合理化法人(S45～)

役割

- 農地の中間的受け皿となる県段階の団体

組織数

- 47法人(各都道府県農業公社)

実績

H15 11,524ha
H17 9,922ha
H20 13,097ha
H21 12,505ha
H22 7,947ha
H23 8,027ha

- ・ 離農農家等からの買入れ(所有権取得)が主眼
- ・ 多くの農家は所有権移転に消極的
- ・ 農地保有合理化法人も購入資金の制約、売却できない場合のリスクから消極的
- ・ 財政的支援が十分でない(12億円程度)ことから活動に限界

② 需要フロンティアの拡大

【現状等】

○ 日本の農林水産物・食品の輸出額は、現在、約4,500億円(2012年)。

日本の食の海外展開「F・B・I」戦略

Made **From** Japan : **日本食材**が世界を席巻

※ 世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化、中華料理の高級食材として輸出されるホタテ

連携

Made **By** Japan : 日本の「**食文化・食産業**」の海外展開

Made **In** Japan : 国別・品目別輸出戦略を策定し、**日本食**を特徴づける**コンテンツ**の**輸出拡大**

国別・品目別戦略(案)のイメージ(輸出上位品目抜粋)

特徴的戦略

2012年

2020年

	重点品目	重点国・地域	2020年
水産物 1,700億円	ブランドینگ、品質管理体制の確立、迅速な衛生証明書 発給体制の構築	東南アジア、EU、アフリカ 等	3,500億円
加工食品 1,300億円	Made Byの取組に伴う日本からの原料調達増加、「出せる市場に出す」から「出したい市場に出す」へ	EU、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム、インド 等	5,000億円
コメ・コメ加工品 130億円	現地での精米や炊飯ロボットと組み合わせた外食販売、 日本酒等コメ加工品の重点化	香港、シンガポール、豪州、EU、 米国、インド、ブラジル 等	600億円
青果物 80億円	台湾・コチン、東南アジア等新規市場の戦略的開拓、市場の活用等 周年供給の確立	台湾、東南アジア	250億円
牛肉 50億円	マーケットの大きい欧米における重点的プロモーション、多様な 部位の販売促進、焼肉等の日本の食文化と一体的プロモーション	米国、EU、香港、シンガポール	250億円

※ 他に林産物、花き、茶について重点品目として戦略案を策定。
※ この戦略案は、今後、地域ブロックごとの意見交換等の場で、現場からの意見を吸い上げた上で、ブラッシュアップを行う。

成果目標

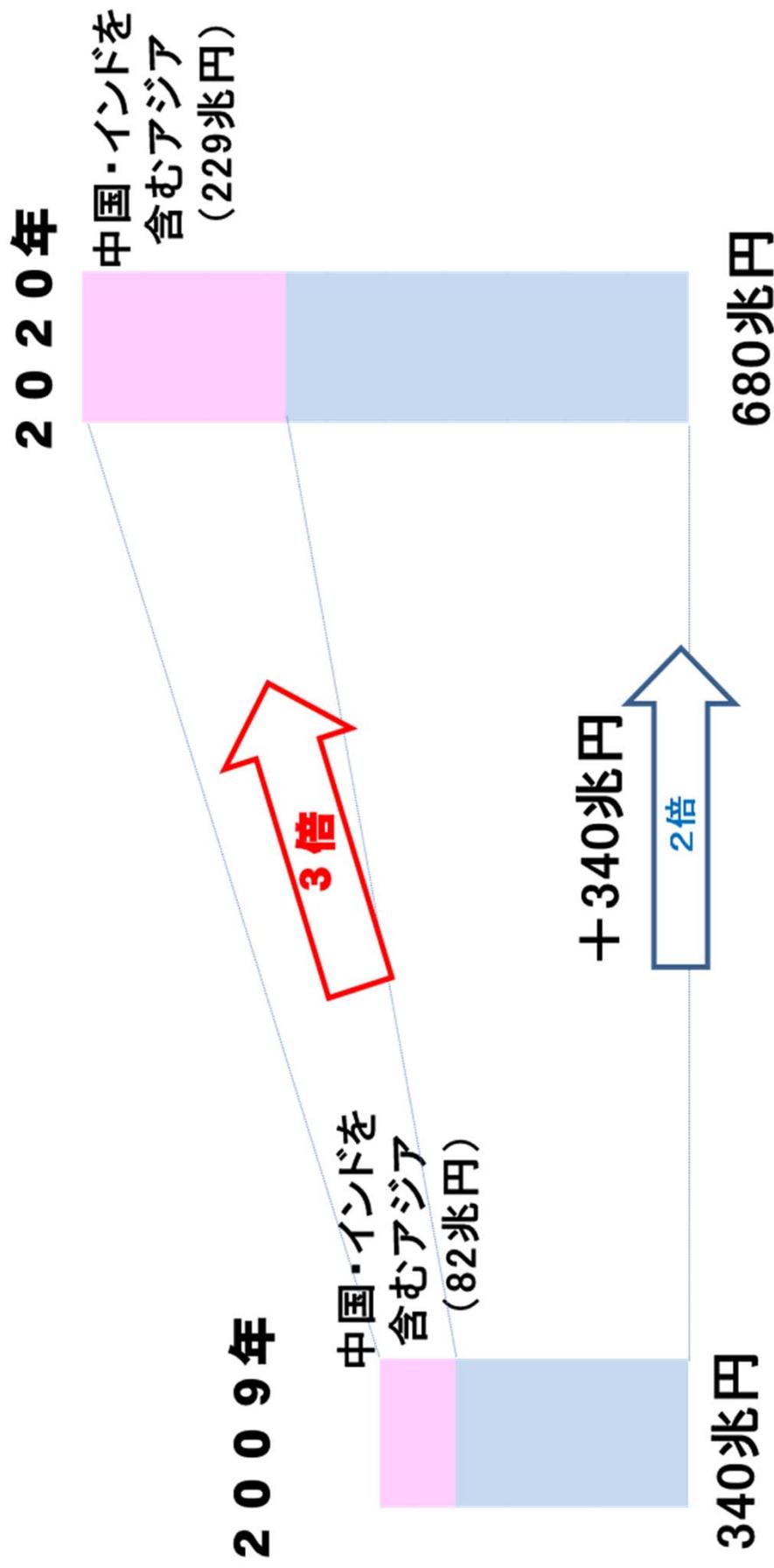
2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする。

国内需要の拡大

- 国産農林水産物の利用拡大に向けたモデル地域づくりと新たな仕組みの検討
- 学校給食等における消費拡大、食育の推進(学校教育との連携、企業との連携等)

(参考)世界の食の市場規模(加工+外食)

- 現在340兆円の世界の食の市場規模は、2020年には680兆円に倍増。
- 特に、中国・インドを含むアジア全体で考えると、市場規模は、2009年の82兆円に比べ、2009年へと約3倍増。



資料:ATカーニー社の推計を基に農林水産省作成

注1:2009年為替平均値である1ドル94.6円で換算

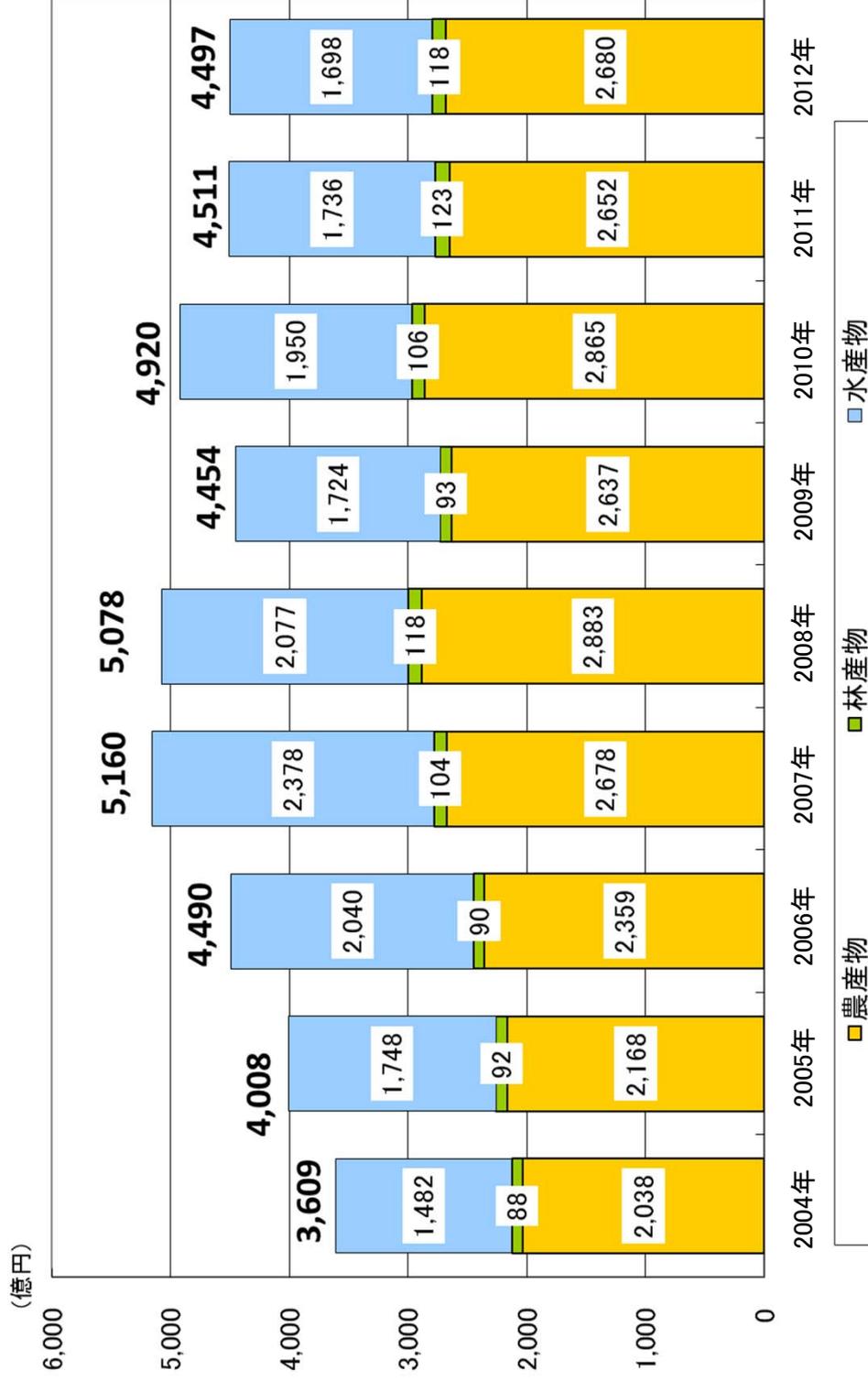
注2:中国・インドを含むアジアとは、中国、香港、韓国、インド、ASEAN諸国の合計

注3:市場規模に日本は含まない(日本は、58兆円(2009年)から67兆円(2020年)へと約1.2倍に拡大)

(参考) 農林水産物・食品の輸出額の推移

○ 最近の輸出は、景気の影響を受けつつも増加傾向を示してきたが、円高や原発事故の影響等により大きな落ち込み。

○ 我が国の農林水産物・食品の輸出額



資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省が作成

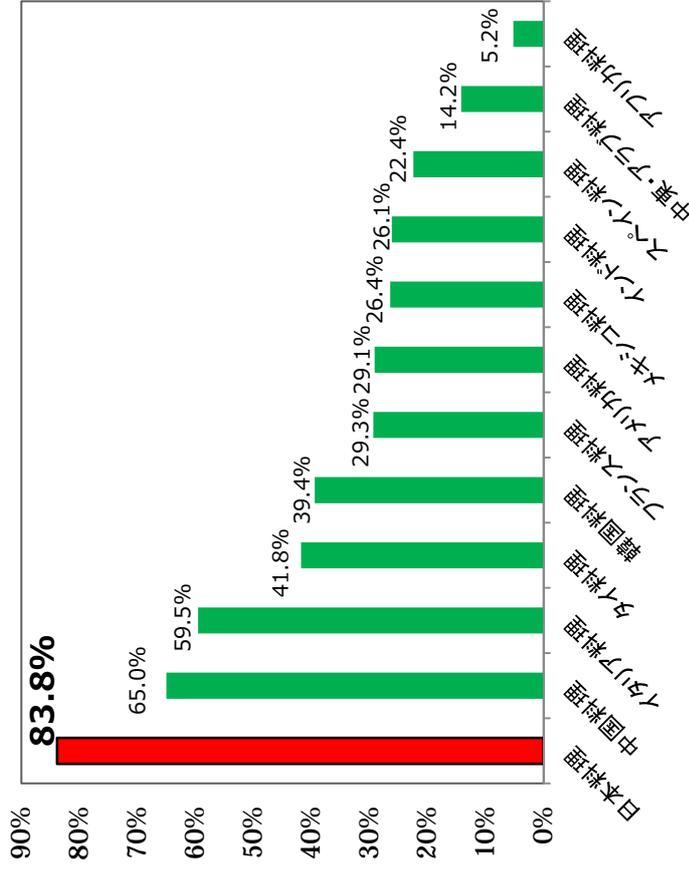
(参考) ジェトロアンケート(好きな外国料理)

- ジェトロの調査によると、「食」の人気の1番高いのは日本食。
- イタリアの輸出額は434億ドルだが、日本は51億ドル(いずれも2011年)。
- 日本は、「食」の人気の輸出に結びついていない。

好きな外国料理

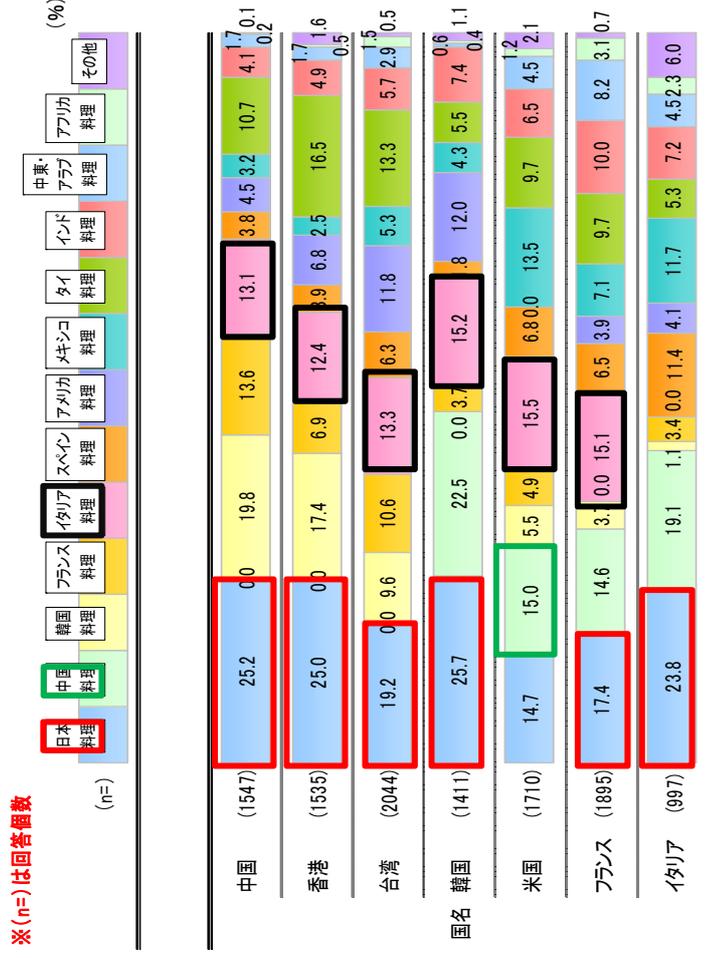
質問:「好きな料理かつ外食で食べる外国料理はどれですか(複数回答可)」

【図1】好きな外国料理(7カ国全体結果)



※【図1】は複数回答可としており、回答者数に対する回答個数の割合を示した。
なお、自国の料理は選択肢から除外

【図2】好きな外国料理(各国の結果)



※【図2】は複数回答可としており、総回答数に対する回答個数の割合を示した。

出典: ジェトロ「日本食品に対する海外消費者調査(中国、香港、台湾、韓国、米国、フランス、イタリア)」2013年3月5日公表

③ バリューチェーンの構築（6次産業化による農林水産物・食品の高付加価値化等）

【現状等】

- 農業と食料関連産業の生産額は約95兆円（2009年度）にのぼり、全産業の11%。
- 6次産業の市場規模は、現在、1兆円。

6次産業化

- 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開（いわば「儲かる農業開拓ファンド」）

※ 現在までに22のサブファンドへの出資を決定

医食農連携など多様な業種との連携強化

- 健康に着目した農林水産物・食品の市場拡大による**健康長寿社会の実現**
 - ・ 食の科学的知見の体系化に向けた産学官の体制整備、都市別の食習慣と健康の関連性の調査、介護食品等機能性の高い食品の市場環境整備、薬用作物の国内振興と国産化のニーズに応えた産地形成、社会福祉法人等の農地を活用した研修・授産の促進
- **福祉、教育、観光等との連携を通じた地域の活力の創造（都市と農村の交流等）**
- **地域の木質バイオマス、ICT等の利用等による次世代施設園芸（植物工場）の検討**
 - ・ 施設園芸の化石エネルギー依存体質からの脱却、施設園芸の団地化と植物工場等の導入による大規模化・省エネ化

「強み」のある農林水産物づくり

- 我が国の農業の強みを活かすための**新品種・新技術の開発・保護・普及方針の策定等**に取り組み
 - ・ 育成者権による保護と商標権による保護の組み合わせ等



山形県 つや姫
(コメ)

福岡県 ラー麦
(ラーメン用小麦)

再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築
- バイオマスを活用した産業化とエネルギーの導入を推進

成果目標

2020年に6次産業の市場規模を10兆円とする。

(参考) 農林漁業・農山漁村から日本を元気に

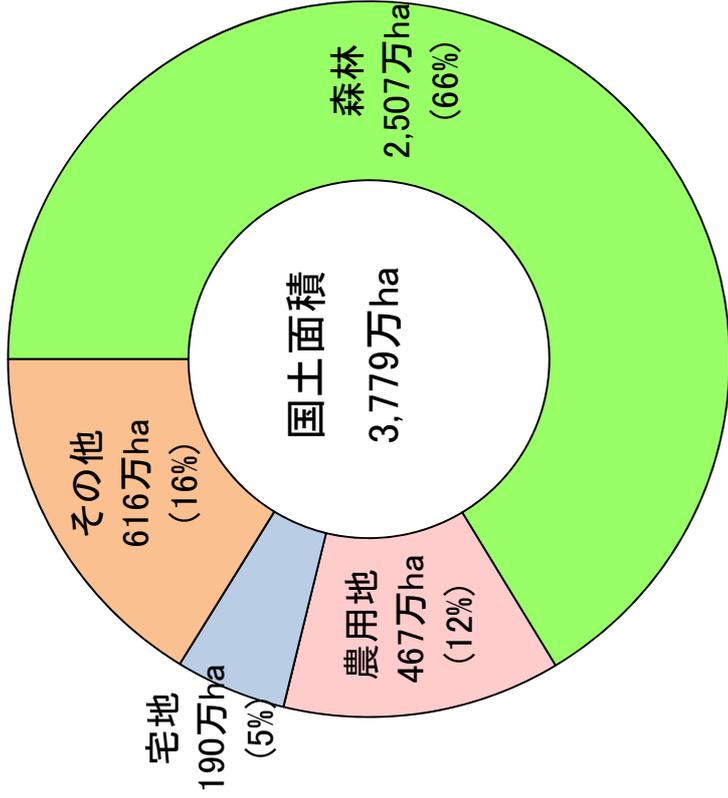
- 農山漁村は、農林水産物をはじめバイオマス、土地、水など様々な地域資源を豊富に有し、今後の経済成長へ向けた希少資源として、わが国の最大の強みのひとつ。
- しかし、1次産業と2次・3次産業の価値連鎖を結合する仕組みの弱さゆえ、そのポテンシャルが活かされていない状況。
- 農林漁業者と他産業との新たな連携を構築し、生産・加工・販売・観光等が一体化したアグリビジネスの展開や、先端技術を活用した新産業の育成、再生可能エネルギーの導入等により、農山漁村にイノベーションを起こし、農林漁業を成長産業化する必要。これにより、日本を元気にする。



(参考) 農山漁村における再生可能エネルギーの導入について

○ 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用に高いポテンシャルがある。農林漁業との調和を図りながら、これらを再生可能エネルギーの生産に活用し、その利益を地域に還元していく取組を地域主導で進めることにより農山漁村を元気にしていくことが重要。

○ 我が国の国土利用の現況



(資料) 国土交通省「平成22年度土地に関する動向」
 ※農用地面積は、農地面積と採草放牧地面積の合計。
 四捨五入の関係で内訳の和が合計と一致しない場合がある。

○ 農業と再生可能エネルギーの調和が図られた例

支柱を立てて営農を継続する太陽光パネル等について

- ・支柱の基礎部分を一時転用許可の対象に(3年間)
- ・周辺の営農上問題がない場合は再許可可能
- ・これにより、優良農地であっても営農を継続する太陽光パネルの設置が可能に(平成25年3月31日付で措置)



一脚脚タイプ



屋根タイプ

④ 林野

【現状等】

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期。
- 需要に応じた国産材の供給体制が不十分。

新たな木材需要の創出

- **CLT等新たな製品・技術の普及**
 - ・ 中高層建築物の木造化に必要な耐火・耐震性能の高い部材などの開発を促進
 - ・ 特に、国産材CLT普及のための規格・基準の整備や強度データの収集等を促進
- **公共施設等での国産材利用の推進**
 - ・ 公共施設の木造化・内装木質化の推進
 - ・ 新規用途等の開発の促進



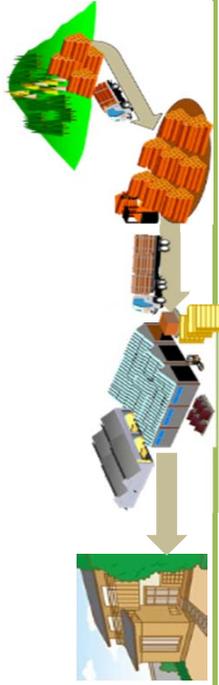
耐火建築物の事例



内装の木質化

国産材の安定供給体制の構築

- 国産材を価格・量・品質の面で安定的に供給するための**流通体制の構築**
- **需要者ニーズに応じた製品**（品質・性能の確かな乾燥材・集成材など）の供給促進
- 施業集約化、路網整備等による**効率的な森林整備の推進**



⑤ 水産

【現状等】

- 国内では水産物の消費量が急減
- 魚価の低迷や生産コストの上昇等に直面

消費者ニーズを踏まえた新たな取組の推進

- 魚を気軽に手軽においしく食べられる「ファストフイッシュ」商品の選定など、水産物の消費拡大の取組を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクトを引き続き展開。
- 生産者が消費者のニーズに応える商品の開発・販売を行う取組等を推進。



生産現場の強化による輸出促進

- 地域の水産関連施設の**HACCP対応**・**高度衛生管理型への整備を推進**
- 他省庁等とも連携を強化し、**迅速な衛生証明書発給体制を構築**
- 水産物輸出戦略の展開
（2020年までに輸出額3,500億円を
目指し対象国・品目の重点化等を推進）



屋根付き岸壁整備による
鳥糞等の防除を通じた衛
生管理の強化

持続可能な漁業・養殖業の推進

- 生産現場における省エネの推進
- 養殖業の経営強化（行政の何らかの関与の下での生産計画の策定等の検討）
- 漁港・漁村の防災・減災対策、老朽化対策の促進
- 水産業・漁村の多面的機能を発揮する取組の展開

(参考) 最近の農林水産業関係の規制改革の取組

番号	事項名	取組内容
1	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し【農地法】	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置し、地面で耕作するような施設について、農地法の一時的転用許可の対象とした(平成25年3月31日、通知を发出)。
2	再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電適地選定の参考となる情報を閲覧できるようにした(平成25年3月21日)。
3	再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の明確化【農地法】	第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー設備の設置が可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を发出)。
4	農地法面を活用した太陽光発電設備設置に係る基準の明確化【農地法】	農地法面への太陽光発電設備の設置に当たって、一定の要件を満たすときには一時転用の許可を行うことが可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を发出)。
5	再生可能エネルギー発電設備に供する場合の保安林の指定解除及び作業許可の要件の明確化【森林法】	都道府県、森林管理局及び再生可能エネルギー関係事業団体から実情把握を行い、要件を明確化(平成24年6月29日、通知を发出)。
6	小水力発電推進のための従属発電に関する登録制度の創設【河川法】	既に流水占用の許可を得ている農業用水等を利用して行う小水力発電について、従来の許可制に代えて登録制とすることとし、法案を提出(平成25年4月5日)。
7	防災集団移転促進事業に関する規制緩和【農地法】	東日本大震災の被災市町村が防災集団移転促進事業により移転元の農地を買い取る場合に、農地法の許可を不要とした(平成25年2月4日、省令改正)。
8	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化【農地法】	公道等から農地に迂回する場合の埋設管及び管理施設について、農地転用の許可を不要とする(省令改正予定)。
9	農地の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)の民間開放【農業経営基盤強化促進法】	農地利用集積円滑化団体が行う事業の一部を民間に事務委託できるようにする(平成25年4月17日、通知を发出)。
10	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化【農業信用保証保険法等】	両制度の対象業種等について事例集を作成・配布(平成24年7月31日)するとともに、相互の連絡体制を整備し、事実上のワンストップサービスを提供。
11	農業協同組合の設立認可の際の関係市町村・中央会への協議の廃止【農業協同組合法】	左記協議を廃止することとし、法案を提出(平成25年4月12日)。

(参考)「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例

番号	事項名	制度の現状と課題
需要・プロセスの拡大		
1	水産物輸出拡大のための衛生証明書発行の円滑化【食品衛生法】	中国やロシアへの水産物輸出のためには、衛生証明書が必要であるが、これを発行する組織が国内に数か所しか存在しておらず、発行業務の円滑化が必要。
2	うめの需要拡大のための梅酒の表示の適正化【酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律】	現行では、うめを減らし酸味料を添加した梅酒と酸味料無添加の梅酒とを区別して表示できないが、これらを区別して表示できるようにすれば、うめの需要拡大につながる。
3	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備【JAS法、建築基準法】	現行では、JAS規格及び基準強度等に係る告示の整備がされていないため、CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用できない。(※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル
4	付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能的表示の容認【薬事法、健康増進法、食品衛生法、景表法】	現行では、保健機能を有する成分を含む加工食品や農林水産物については、特定保健用食品等の場合を除き機能的表示をすることができないが、表示が認められるようになれば、付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大につながる。
5	日本の食文化を世界に広げるため、働きながら日本料理を学ぶためのピザの要件緩和【入管法】	現行では、外国人が日本料理の調理等に従事しながら技術習得のための研修を受けることを目的に「入国・在留」することはできないが、在留資格要件が緩和されれば、日本の食文化・食産業の海外展開の促進につながる。
6	製造・加工や販売等を行う農業法人等における雇用労働に関する法令上の取扱いの明確化【労基法】	農業に従事する者には、労働基準法の労働時間、休日等の規定の適用が除外されているが、農業法人等の従業員が、農業のほか製造・加工や販売等にも従事する場合の取扱いが不明確。
7	食品衛生管理者資格取得に係る負担の軽減【食品衛生法】	食品等の製造・加工には、食品衛生管理者の設置が義務付けられているが、資格取得に長期講習が必要であり、受験者の負担軽減が必要。
8	小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化【河川法】	小水力発電に係る水利権取得の際の申請書類の簡素化や手続の迅速化が必要。
9	小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和【電気事業法】	小水力発電施設の設置のためにはダム水路主任技術者の選任が必要であるが、選任要件が緩和されれば、農業水利施設を活用した小水力発電の推進につながる。
10	NPO等による農林漁業体験民宿の開設を円滑にするための規制の緩和【旅館業法】	農林漁業者が農林漁業体験民宿を営む場合には、構造施設基準(床面積)が緩和されているが、NPO法人等の場合には認められていない。
11	食料品アクセス環境の改善【食品衛生法、たばこ事業法、乗車法、消費生活協同組合法】	買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売等が円滑に実施できるようにすることが必要。
12	農業関連施設の開発許可申請除外の徹底【都市計画法】	市街化調整区域内に設置される農業施設については、開発許可が不要であるにもかかわらず、農業団体には許可申請を求められることがあり、法解釈の徹底が必要。
13	無人ヘリコプターの重量規制の緩和【航空機製造事業法】	現行の規制のかわからない無人ヘリは重量が100kgまでとされているが、無人ヘリによるは種・散布コストの低減のためには、この規制の緩和が必要。
14	農業分野における外国人技能実習生の技術習得の高度化のための在留期間の延長及び制度の透明性の向上【入管法】	現行では、農業の技能実習を行う外国人の在留期間は最長で3年間とされているが、高度な技術習得のためには、在留期間の延長と、実習生の送り出し・受入れ体制のあり方を含め、制度の透明性の向上が必要。